

# 能登町競争入札心得

平成20年2月1日  
告示第1号

## (趣旨)

- 第1条 能登町所管の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)を行う場合の取り扱いについては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)、能登町財務規則(平成17年能登町規則第33号。以下「財務規則」という。)その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。
- 2 能登町電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を用いた競争入札(以下「電子入札」という。)を行う場合の取り扱いについては、この心得に定めるもののほか、「能登町電子入札運用基準」に定めるところによるものとする。

## (一般競争入札参加の申出)

- 第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、財務規則第87条の公告において指定した期日までに一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書類及び当該公告で指定した書類を添え、契約当事者にその旨を申し出なければならない。

## (入札保証金等)

- 第3条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行前にその者の見積金額の百分の五以上の入札保証金又は、入札保証金に代わる担保(財務規則第91条に規定するものとする。以下同じ。)を契約当事者の指定する出納員又は取扱い機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
- 2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約当事者に提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、契約当事者の審査を受け、その面前において、これを封かんのうえ、氏名及び金額を封筒に明記して入札保証金納付書を添え提出しなければならない。
- 4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその領収書と引換えにこれを還付する。

## (入札等)

- 第4条 入札参加者は、この心得、設計図書、仕様書、契約案及び現場等並びに入札執行通知(以下「設計図書等」という。)を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書等について疑義があったときは、入札日の前日までに関係職員の説明を求めることができる。なお、一般競争入札の場合は、入札公告において質問書の受付期間及び方法を別に定めるものとする。
- 2 入札書は、別記書式により作成し、所要の事項を明記し、所定の箇所に記名押印し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、所定の時刻までに入札箱に投入しなければならない。記載事項(金額を除く。)について訂正したときは、当該訂正箇所に訂正印を押さなければならない。ただし、電子入札にあっては、電子入札システムの入力画面上において作成し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに電子入札システムにより提出するものとする。
- 3 入札書の郵送を認めないものとする。ただし、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって契約当事者においてやむを得ないと認め、かつ書面により同意したときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中と朱書し、中封筒に入札名及び入札日時を記載の上、提出しなければならない。
- 4 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。
- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 7 入札参加者は、令第167条の4「一般競争入札の参加者の資格」の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

#### (入札の辞退)

第4条の2 入札参加者は、入札書を入札箱に投入するまで（電子入札にあつては、電子入札システムにより入札書を提出するまで）は、次の各号に掲げるところにより、いつでも入札を辞退することができる。

- (1) 入札書を入札箱に投入するまでは、別記書式により入札辞退届を作成し、契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
  - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入して行う。
  - (3) 電子入札にあつては、入札辞退届を電子入札システムの入力画面上において作成のうえ、電子入札システムにより提出して行う。
- 2 一般競争入札（事後審査型）では、落札決定保留中における他の工事の契約により、入札参加資格確認申請書どおりの配置予定技術者を配置することが出来なくなった場合の取扱いについては、入札辞退届ではなく、別記書式により申請取下届を作成し、速やかに契約担当者に直接提出するものとする。
- 3 総合評価方式による指名競争入札では、落札決定保留中における他の工事の契約により、総合評価方式に係る技術資料どおりの配置予定技術者を配置することが出来なくなった場合の取扱いについては、入札辞退届ではなく、別記書式により技術資料取下届を作成し、速やかに契約担当者に直接提出するものとする。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

#### (公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 電子入札システムによる入札参加者は、電子証明書（ICカード）を不正に使用してはならない。

#### (入札のとりやめ等)

第5条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときには、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し若しくは中止することがある。

- 2 入札執行前又は入札執行中において入札参加者が二人に達しないときは、入札をとりやめるものとする。
- 3 前項の規定は、一般競争入札及び電子入札による災害復旧工事には適用しない。

#### (無効の入札書)

第6条 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 当該入札に対する同一人の二以上の入札書
- (2) 資格を有しない者のした入札書
- (3) 第3条に規定する入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札書
- (4) 記名押印を欠く入札書（電子入札にあつては、電子証明書を取得していない者のした入札）
- (5) 金額を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書、又は他事記載のある入札書。ただし、錯誤等によりそのかしが比較的軽微なもので、入札者の意思が察知されるものは除く。
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書、又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札書
- (8) 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札書
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (10) 再度入札に当り、直前の入札の最低価格以上の入札書
- (11) 町が見積内訳書の提出を求めた際に、当該見積内訳書を提出することが出来なかった者の入札書
- (12) 予定価格が事前に公表されている入札において、当該予定価格を上回る価格の入札書
- (13) 最低制限価格を設けた入札において、当該最低制限価格未満の入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

#### (入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札者は、入札書を入札箱に投入又は電子入札システムにより提出した後（以下「入札後」という。）は、いかなる場合といえども、その入札書の書換え、引換え、若しくは撤回又は辞退の申立はすることができない。

#### (開札)

第8条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会いのうえ行うものとする。ただし、第4条第3項に規定する場合又は電子入札による場合は除く。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するためあらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 総合評価方式が適用される場合は、第1項の規定にかかわらず、能登町建設工事総合評価方式試行要領（平成19年能登町告示第55号）及び能登町低入札価格調査制度実施要領（平成31年能登町告示第9号）にて規定する方法により落札者を決定する。

(再度入札等)

第10条 予定価格が事前に公表されていない入札の開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、第4条第3項に規定する郵送による入札があったときは、書面により別途通知することとし、電子入札にあつては、電子入札システムにより別途指示する日時において再度の入札を行う。

- 2 第6条の規定により入札書が無効とされた者は、当該入札に再度参加することはできない。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上ある場合、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、電子入札にあつては、電子入札システム上の「電子くじ」により落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は第4条第3項に規定する郵送による入札参加者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第12条 落札者は、契約書を作成する場合においては契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札決定後速やかに、契約金額の百分の十以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保（財務規則第110条に規定するものとする。以下同じ。）を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- 2 第3条第2項の規定は、「入札保証金」を「契約保証金」に「入札保証保険契約」を「契約保証保険契約」に「当該入札保証保険契約」を「当該契約保証保険契約」に読み替えて、前項のただし書の場合について準用する。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合において、現金を保証金（担保）納付書により能登町指定金融機関に納付し、又は振り込み、保証金領収書の交付を受け、これを能登町会計管理者又は出納員に提出し、引換えに保管証書の交付を受けなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、保証金（担保）納付書を添えて能登町会計管理者又は出納員に提出し保管証書の交付を受けなければならない。
- 5 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が、金融機関又は保証事業会社の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。
- 6 前項の規定による保証事業会社が交付する保証書の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）であつて、保証事業会社が定め、契約担当者が認める措置を講ずることができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書を提出したものとみなす。

(入札保証金の振替)

第13条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保

証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。

(契約書等の提出)

第14条 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して五日以内〔能登町の休日を定める条例（平成17年条例2号）第1条第1項に規定する休日を除く。〕に契約書の案（契約金額が50万円以下の場合は請書とする。以下同じ。）を提出し、契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が5000万円以上の工事又は製造の請負で契約担当者が指定するものについては、仮契約書の案を提出し、仮契約を締結するものとする。

- 2 前項ただし書の場合については、町議会の議決又は町長の専決があったときに本契約となるものとする。
- 3 落札者が第1項に規定する期間内に契約又は仮契約の締結をしないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(異議の申立)

第15条 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(随意契約の場合の準用)

第16条 第4条から第9条本文まで、第10条、第12条、第14条及び第15条の規定は、随意契約の場合について準用する。この場合において「入札」を「見積」に、「落札」を「見積適格」に読み替えるものとする。

(特別な処理)

第17条 地震、火災、水害その他の災害等により町長がこの告示で処理することが困難と認める事項については、別に定めるものとする。

(その他)

第18条 この告示に規定する様式については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年2月1日から施行する。

附 則（平成20年7月22日告示第49号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成31年2月28日告示第11号）

この告示は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和2年4月20日告示第38号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年1月29日告示第1号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日告示第17号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月31日告示第44号）

この告示は、令和6年6月1日から施行する。